

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

- ◆訓 令 鳥取県施行文書用紙規程（総務課）
鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令（〃）
- ◆告 示 町等の区域の変更（市町村振興課）
土地改良事業の認可（農村整備課）
土地改良事業計画の変更の認可（〃）
土地収用法による事業の認定（管理課）
土地区画整理法による換地処分（都市計画課）
開発行為に関する工事の完了（二件）（〃）
建築基準法による道路の位置の指定（建築課）
職業訓練指導員試験の実施（労政・能力開発課）

訓 令

鳥取県訓令第十三号

鳥取県施行文書用紙規程を次のように定める。

平成五年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県施行文書用紙規程

（趣旨）

第一条 鳥取県文書管理規程（平成五年三月鳥取県訓令第一号）第二十八条第一項に規定する用紙（以下「施行文書用紙」という。）は、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（規格）

第二条 施行文書用紙は、日本標準規格A列第四号によるものとする。

（特殊な文書）

第三条 図書、図表その他特殊な施行文書の用紙は、前条に定める用紙以外の用紙によることができる。

附 則

- 1 この訓令は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する旧鳥取県公文書用紙規程（昭和三十八年二月内訓甲第二号）第三条本文の規定による公文書用紙は、第二条の規定にかかわらず、平成七年三月三十一日までの間に限り、施行文書用紙として使用することができる。

鳥取県訓令第十四号

鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成五年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書管理規程（平成五年三月鳥取県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

様式第九号から様式第十一号までを次のように改める。

様式第9号（第14条関係）

一 般 起 案 用 紙

保存期間	永・10・5・1	分類記号	・	・	・	取扱区分		
題名								
							起案数	
<p>..... してよろしいか伺います。</p> <p>..... します。</p>								
知事		副知事			出納長			
区	分	部長	次長	課長	課長補佐	係長	係員	写し必要部数
所管	部 課 係							
(合 議)								
起案責任者 所属職氏名	部 課 係						庁内電話	
起案年月日	・	・	施行区分及び施行数			決 裁 済 印		
施行年月日	・	・						
	・	・						
	・	・						
処理期限	・	・	審 査	浄 書	照 合	発 送		
発受 第	号							

様式第11号 (第14条関係)

報 告 等 起 案 用 紙

保存期間	永・10・5・1	分類記号	. . .	取扱区分				
題名								
このことについて のとおり 報告・復命 供覧 します。								
知事		副知事		出納長				
区	分	部長	次長	課長	課長補佐	係長	係員	写し必 要部数
所管	部 課 係							
(合 議)								
起案責任者 所属職氏名		部 課 係						庁内電話
起案年月日			. . .			発 受 第 号		
要 旨 (経 過)						決 裁 済 印	
						完 結 印	

附 則

- 1 この訓令は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存するこの訓令による改正前の鳥取県文書管理規程の規定による一般起案用紙、継続起案用紙及び報告等起案用紙は、平成七年三月三十一日までの間に限り、この訓令による改正後の鳥取県文書管理規程の規定による一般起案用紙、継続起案用紙及び報告等起案用紙とみなす。

告 示

鳥取県告示第九百八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第百三条第四項後段の規定による米子境港都市計画事業弥生土地区画整理事業（一工区）施行地区の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称

同上の区域（平成五年七月一日現在の地番による。）

弥生町

弥生町の全域

清水町字大杖七八三の一部、七八三の二、七八三の五、七八七の三、七八八の四、七八八の六及びこれらと一体をなす国有地

清水町字大杖

清水町字大杖のうち七八三の一部、七八三の二、七八三の五、七八七の三、七八八の四、七八八の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第九百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）上味野地区農道整備）を平成五年十二月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成五年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）桜地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成五年十二月二十一日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十項の規定により告示する。

平成五年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百九十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

鳥取市水道事業施設建設事業

三 起業地

1 収用の部分 鳥取市国安字高土手地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市上町一

鳥取市水道局

鳥取県告示第九百九十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第一百三十三条第三項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画事業弥生土地区画整理事業（一工区）施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成五年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百九十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年十月二十五日 鳥取県指令受都計三一二第二十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町北五丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目八七

ミサワホーム鳥取株式会社

代表取締役 金澤泰治

鳥取県告示第九百九十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年十月十二日 鳥取県指令受米土維第六百九十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字堀川

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎二二一六

有限会社小笹建設

代表取締役 小笹 一

鳥取県告示第九百九十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成五年十二月二十八日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成五年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
広島市東区二葉の里三 一六一七 田中那津子	米子市両三柳字山中六 郎兵衛屋敷通四五〇五 一、四五〇五一二 及び四五〇七	幅員 六・〇〇メートル 四・〇〇メートル 延長 三八・七五メー トル

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成5年12月28日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験を実施する職種
全ての免許職種
- 2 試験の日時
平成6年3月11日（金）午前10時30分から
- 3 試験の場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- 4 試験の実施方法
(1) 試験は、学科試験とする。
(2) 試験の科目は、指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業能力開発関係法規）とする。
- 5 受験資格
試験を受けることができる者は、職業能力開発促進法第30条第3項各号に掲げる者で、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の

試験の免除を受けることができるもの（以下「実技試験等免除者」という。）とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- ア 禁治産者又は準禁治産者
- イ 禁固以上の刑に処せられた者
- ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消の日から2年を経過しない者
- 6 受験申請書の提出期間
平成6年2月21日（月）から平成6年2月28日（月）まで（郵送による場合は、平成6年2月28日（月）までの消印のあるもの限り受け付ける。）
- 7 受験申請書の提出先
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部労政・能力開発課（持参又は郵送による。）
- 8 受験申請書の添付書類
ア 履歴書
イ 写真（申請前6か月以内に正面から脱帽して撮影した縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
ウ 実技試験等免除者であることを証する書類
- 9 受験手数料及び納付方法
(1) 受験手数料
2,600円
(2) 納付方法

(1)に掲げる額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

10 合格者の発表

合格者の氏名は、平成 6 年 3 月 18 日 (金) に鳥取県公報で公示するとともに、合格者にはその旨を通知する。

11 その他

(1) 試験に関する注意事項(参集時間、携帯品等)は、後日受験票を交付する際に受験者に通知する。

(2) 試験に関する詳細は、鳥取県商工労働部労政・能力開発課(電話0857-26-7222)に照会すること。